研修スライド

強度行動障害を「状態」から理解する

事例と理論をつないで支援を考える｜ 90 分版（約 90 分）

見る → 読み解く → 整える・支える

福祉教育ラボ｜ 2026 年 11 月時点の資料にもとづきます｜ CC BY 4.0 （条件は「相談先と利用条件」のスライド）
講師用ガイドは巻末にあります。場面と人物はすべて架空です。

この研修について

ねらい

① 強度行動障害を「状態」として説明できる
② 事実と解釈を分け、 ABC で記録できる
③ 予防の環境調整と QOL の視点で支援を考え、チームと権利の守り方を説明できる

対象と用意するもの

障害福祉の支援者・家族・学生など
巻末の記入シート 3 枚と筆記用具

進め方	時間
導入	8 分
単元 1 見る	24 分
単元 2 読み解く	24 分
単元 3 整える・支える	24 分
まとめ	10 分
合計	**90 分**

 ｜ CC BY 4.0

研修の約束

場面と人物はすべて架空

実在の人・事業所とは関係ありません

特定につながる話はしない

名前・事業所・日付など。自分や利用者の体験は話さなくてよい

書いたものは提出しない

記入シートは自分のための記録です

つらいときは休んでよい

席を外しても構いません。講師に一言だけ伝えてください

虐待が疑われる話が出たら、グループでは詳しく聞かず、講師が休憩時間などに個別に引き取ります。
差し迫った危険がうかがえるときは研修を中断し、まず 110 番・ 119 番などで安全を確保し、そのうえで市町村へ通報します。

 ｜ CC BY 4.0

このスライドの根拠の示し方

研究	論文（ランダム化比較試験、系統的レビューなど）の結果
公的な資料	厚生労働省・国立障害者リハビリテーションセンター・ WHO ・英国 NICE などの資料
法律	法律の条文と、それにもとづく国の手引き
FEL の整理	福祉教育ラボが資料をもとにまとめた考え方（研究や制度そのものではありません）

内容は 2026 年 11 月時点の資料にもとづきます。制度や報酬は改定されます。使う時点で厚生労働省の最新の資料を確かめてください。

事前チェック｜〇か × をつけてみましょう

1. 強度行動障害は、医師がつける診断名の一つである。 ☐
2. 「職員を困らせようとして大声を出した」は、観察された事実である。 ☐
3. これまでなかった自傷が急に増えたら、痛みや便秘などの身体の状態も確かめる。 ☐
4. 同じ大声でも、人や場面によって「働き（理由）」が違うことがある。 ☐
5. 刺激をなくして一日を一人部屋で過ごせば、行動が減るので支援は成功である。 ☐
6. 国の検討会報告書は、まず薬で落ち着かせることを基本の支援としている。 ☐
7. 経験の長い職員一人に任せることが、いちばん安定した支援になる。 ☐
8. 施設で虐待が疑われても、事業所の中で事実がはっきりするまで市町村への通報は待つ。 ☐

CC BY 4.0

登場人物（すべて架空）



A さん

30 代。生活介護に通っている。言葉でのやりとりは少ない。最近、昼食前に大きな声を出すことが増えた



B さん

支援員 2 年目。 A さんの担当。まじめで、何とかしたいと焦っている



C さん

経験の長い職員。「 A さんのことは私が一番分かる」と言われ、休みの日は支援が不安定になる



A さんの家族

家でも大きな声や自傷があり、夜もあまり眠れていない

今日の地図



各単元に「つなぐ」スライドがあります： A さんの場面 → 理論・研究・制度 → もう一度 A さんの場面へ。
事例を理論で深め、理論を現場の言葉に戻します。

 ｜ CC BY 4.0

どの方法よりも先に：安全

1

いま大きな行動が起きている

まず本人と周りの人の安全を守る。命や身体に差し迫った危険があれば 110 番・ 119 番

2

その場が落ち着いたら

「この人に何が起きていたのだろう」と考える。ここからが今日の内容

3

虐待が疑われたら

市町村へ速やかに通報する（障害者虐待防止法第 16 条）。上司への報告だけでは代わりにならない

 ｜ CC BY 4.0

単元 1

見る

この単元で目指すこと

① 強度行動障害が「状態」を表す言葉だと説明できる
② 観察した事実と自分の解釈を分けて書ける
③ 行動の背景と身体の変化に目を向けられる

時間配分（24 分）

場面・定義　5 分
事実と解釈　3 分
ワーク 1　7 分
氷山・身体　5 分
つなぐ①　3 分
まとめ　1 分

場面： 11 時 40 分の大声



場面（架空）

午前の作業が終わって 10 分ほどたった 11 時 40 分。

A さんが大きな声を出し、机を 3 回叩きました。

B さんは、ほかの職員にこう言いました。

「また A さんの強度行動障害が出ました」

最初の問い

B さんの言い方で、見えなくなってしまうものは何でしょう？

 ｜ CC BY 4.0

「強度行動障害」は状態を表す言葉

国の説明（要約）

自傷・他害・こだわり・もの壊し・睡眠の乱れ・異食・多動などの行動が、本人の健康や周りの暮らしに影響するほど、著しく高い頻度で起こる。
そのため、特別に配慮された支援が必要になっている「状態」のこと。

障害福祉サービスでは

障害支援区分の調査の「行動関連項目」で、 24 点中 10 点以上が支援や加算の対象の目安
（障害児は判定基準表で 55 点中 20 点以上）

「この人は強度行動障害だから」ではなく、
「いま、この人と環境の間で何が起きているのか」から考える

見えた「事実」と、自分の「解釈」を分ける

観察された事実

- 10 分間待っていた
- 次の予定は示されていなかった
- 11 時 40 分に大きな声を出した
- 机を 3 回叩いた

支援者の解釈（仮説）

- 待つのが嫌いだった
- 怒っていた
- 職員を困らせようとした

解釈はなくせません。大切なのは、解釈を「仮説」として事実と別の欄に書き、
記録が重なったときに確かめたり、取り下げたりできるようにすることです。

 ｜ CC BY 4.0

記録の書き分けのコツ

こう書きがち	見えたことで書く
「怒った」「暴れた」	「机を 3 回叩いた」「職員の腕を 2 回叩いた」
「ずっと騒いでいた」	「大声が 11 時 40 分から約 3 分続いた」
「機嫌が悪かった」	「朝食を半分残した。いつもより 1 時間早く起きた」

書く項目

いつ（時刻）・どこで・何をしていたか・行動の前に何があったか・どんな行動を何回／何分・行動の後に何が起きたか
解釈を書くときは「仮説：」と付けて別の欄へ

 ｜ CC BY 4.0

ワーク 事実と解釈を分ける

6 分
個人 2 分→ペア 4 分

ある日の記録（架空）

11 時 40 分、 A さんは職員を困らせようとして大声を出した。昼食が待ちきれずイライラしていたようだ。机を 3 回叩いたので別室へ移動したところ、 5 分ほどで静かになった。わがままが目立つので、毅然とした対応が必要だと思う。

1. シート 1 の左に「事実」、右に「解釈」を書き分ける
2. 解釈の一つを選び、「ほかにどんな可能性があるか」を 2 つ考える
3. ペアで見せ合い、分け方が違った文を話し合う

 ｜ CC BY 4.0

ワーク 1 の答えの例

事実

- 11 時 40 分に大声を出した
- 机を 3 回叩いた
- 別室へ移動した
- 移動後、約 5 分で静かになった

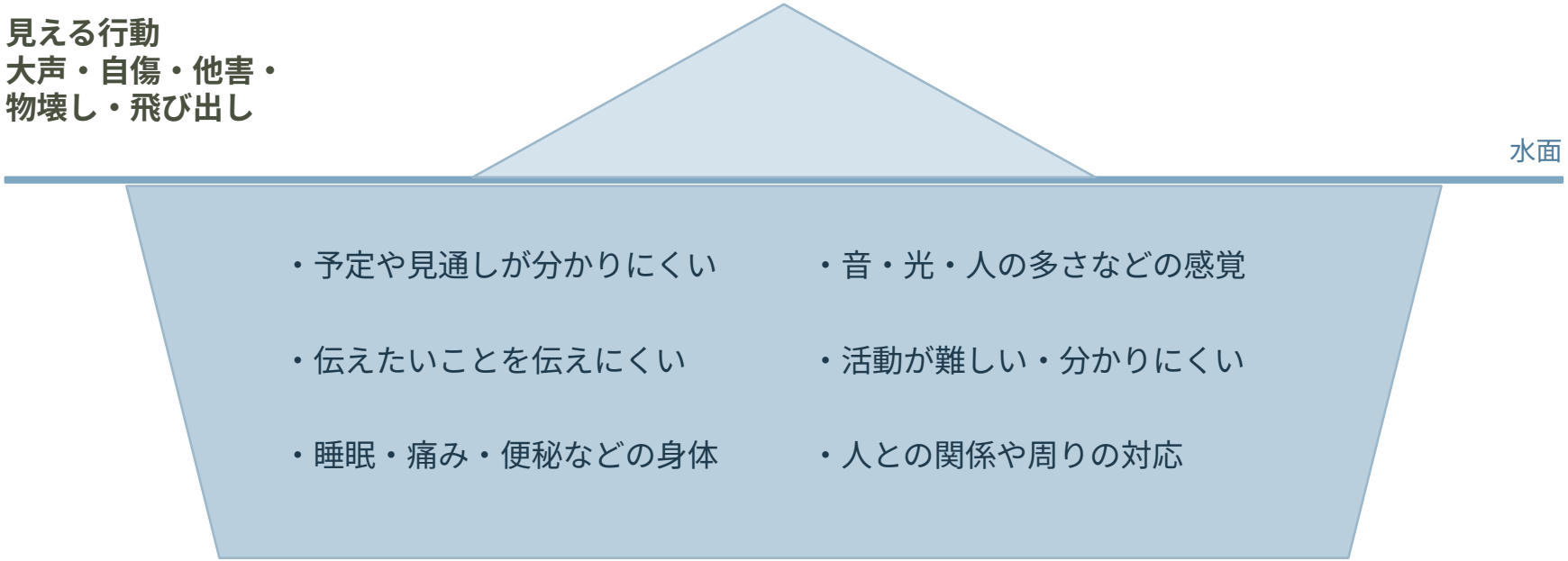
解釈

- 職員を困らせようとした
- 昼食が待ちきれなかった
- イライラしていた
- わがまま
- 毅然とした対応が必要

「別室へ移動したら静かになった」は大事な事実です。行動の後に何が起きたかは、単元 2 で使います。

｜CC BY 4.0

氷山モデル：見えている行動の下に目を向ける



氷山モデルは原因を決めつける道具ではなく、「まだ見えていない要因があるかもしれない」と考えるための入り口です。

急な変化があったら、身体の状態も確かめる



痛み

歯の痛み、おなかの痛み、けが



睡眠

寝不足、夜中に目が覚める



排泄

便秘などの不快



薬

薬の変更や副作用

・「これまでなかった自傷が始まった」「急に大声が増えた」ときは、すぐに「行動障害が悪くなった」と考えない
・英国の公的な指針（ NICE ）は、アセスメントで身体や心の健康の問題、薬の影響も考えるよう勧めている
・気になる変化は記録し、医療とつながる（国の検討会報告書も医療との連携を求めている）

つなぐ①　人と環境の相互作用で考える（ICF）

場面

A さんが 11 時 40 分に大声を出した

理論

WHO の国際生活機能分類（ICF）は、生活機能（心身機能・身体構造、活動、参加）と、健康状態、背景因子（環境因子・個人因子）の相互作用で人をとらえる

場面へ

A さんの大声を「環境因子」の側から見ると、何が見えるか？
（待ち時間、予定の見え方、食堂の音、職員の声かけ…）

 ｜ CC BY 4.0

単元１のまとめ

最初の問いへの答え

「A さんの強度行動障害が出た」と言うと、待ち時間・予定・音・体調など、 A さんに起きていたことが見えなくなります。強度行動障害は人そのものではなく、人と環境の間で起きている「状態」です。

1. 事実と解釈を分けて記録する。解釈は「仮説」として別の欄へ
2. 氷山モデルで、まだ見えていない要因を探す
3. 急な変化は、痛み・睡眠・便秘・薬など身体から確かめる

｜CC BY 4.0

単元 2

読み解く

この単元で目指すこと

① 機能的アセスメントの流れを説明できる
② ABC で行動の前後を記録できる
③ 記録から仮説を立て、試し、見直すことができる

時間配分（24 分）

場面　2 分
機能的アセスメント・ ABC　5 分
働き・つなぐ②　6 分
サイクル　1 分
ワーク 2　9 分
まとめ　1 分

場面：昼食を早めてみたけれど



場面（架空）

A さんは、昼食前に大きな声を出すことが増えています。

B さんは「お腹がすいているのだろう」と考え、昼食の時間を少し早めました。

でも、大声はあまり変わりませんでした。

最初の問い

B さんは、次に何を調べればよいでしょう？

｜CC BY 4.0

思い込みで決めない：機能的アセスメント

1. どんなときに起きやすいか
2. どんなときには起きにくいか
3. その前に何が起きていたか
4. その後、周りや環境はどう変わったか

→ 情報を集め、行動が起きる「条件」について仮説を立てる

国の検討会報告書（2023 年）

・「標準的な支援」＝一人ひとりの障害特性をアセスメントし、強度行動障害を引き起こしている環境要因を調整する支援
・現場の中心となる「中核的人材」に求めるスキルの一つに、機能的アセスメントの実施が挙げられている

 ｜ CC BY 4.0

ABC で行動の「前」と「後」を見る

A

Antecedent ｜前

行動の前に何があったか
人・時間・活動・声かけ・音・待ち時間など

例：作業終了後、次の予定を示されず 10 分待っていた

B

Behavior ｜行動

実際に見えた行動
回数や続いた時間も

例：大声を出して机を叩いた

C

Consequence ｜後

行動の後に何が起きたか
人が来た・活動が終わった・移動したなど

例：職員が来て、静かな別室へ移動した

CC BY 4.0

行動の「働き」を考える



いやなこと・刺激から離れる



人に来てもらう・関わってもらう



ほしい物や活動を手に入れる



その感覚そのものを得る

注意

・同じ大声でも、人や場面によって働きは違いうる。一つの行動に複数の働きがあることもある
・働きは「本人がわざとやっている」という意味ではない。本人にとって、その行動が役に立ってしまっている状況がある、ということ
・行動を叱ったり罰したりして減らす発想にしない

つなぐ②　条件を変えて確かめた研究（機能分析）

場面

A さんの大声は、昼食前に多い。でも昼食を早めても変わらなかった

研究

Iwata らは発達障害のある 9 人の自傷を、遊び道具の有無・課題の求め方・人の関わり方を変えた条件で観察した。 9 人中 6 人で、特定の条件のときに自傷が一貫して多く、その条件は人によって違った（ 1982 年発表、 1994 年に再掲載）

場面へ

A さんの大声は、どんな条件で多いだろう？
記録から「起きやすい条件・起きにくい条件」を見てみよう（ワーク 2 ）

理由を「当てる」のではなく、仮説を立てて見直す



・行動が減っても「原因はこれだった」と言い切らない。「いまの環境では、この支援が安心につながっている可能性が高い」と考え、記録を続ける
・変化がなければ、仮説の方を直す。本人のせいにしない

 ｜ CC BY 4.0

ワーク　A さんの記録から仮説を立てる

8 分
個人 3 分→ペア 5 分

日時	A （前）	B （行動）	C （後）
月 11:40	午前の作業が終わり、次の予定の提示なし。 10 分待つ	大声。机を 3 回叩く	職員が来て、静かな別室へ移動
火 11:45	配膳の準備で食堂がにぎやか（食器の音）。待っている	大声。耳をふさぐ	職員が「静かにね」と声をかける。その場に残る。大声が続く
水 11:35	予定表で「休憩→昼食」を見せ、静かな休憩室で待つ	大声なし	—
木 14:10	入浴の順番待ち。説明なしで 15 分	大声。床に座りこむ	職員が来て、順番を早めた
金 11:40	作業終了後、 C さんが絵カードで「次はお昼」と示す	大声なし	—

シート 2 に書く：① 起きやすい条件　② 起きにくい条件　③ 行動の後に何が起きているか　④ 仮説を 1 文で（「〜のとき、〜なので、〜かもしれない」）

記録は架空です。

 ｜ CC BY 4.0

ワーク 2 の考え方の例

起きやすい条件

次の予定が見えないまま待つ時間（ 10 〜 15 分）／食堂のにぎやかな音

起きにくい条件

予定表や絵カードで「次」が示されたとき／静かな場所で待てたとき

行動の後

静かな別室へ移った・順番が早まった＝待つ状態や音から離れられた

仮説の例：次が分からないまま待つ時間と大きな音が重なると、 A さんはつらくなり、大声を出すと、その状況から離れられることがある。
— あくまで仮説。支援を試し、記録で確かめる

単元 2 のまとめ

最初の問いへの答え

昼食を早める前に、 ABC で行動の前後を記録し、起きやすい条件と起きにくい条件を調べます。 A さんの場合、昼食の時刻よりも「次が見えない待ち時間」と「音」が関係していそうです。

1. 機能的アセスメントで、行動が起きる条件の仮説を立てる
2. B は見えたことで書き、 C で行動の後に何が起きたかを見る
3. 仮説を試し、記録で確かめ、変化がなければ仮説を直す

 ｜ CC BY 4.0

単元 3

整える・支える

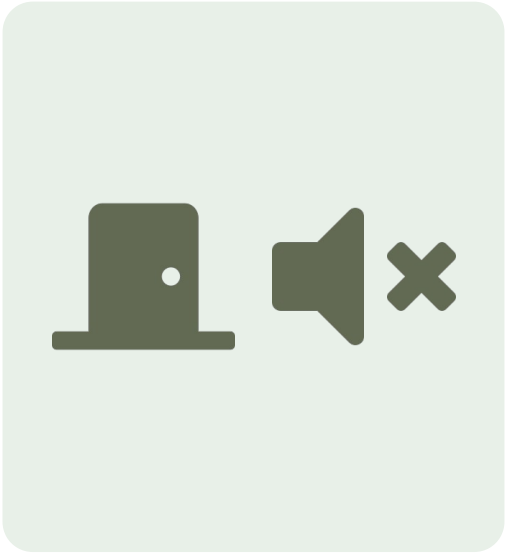
この単元で目指すこと

① 行動が起きる前に整える環境調整を挙げられる
② 行動の回数だけでなく QOL で支援を評価できる
③ チームで共有し、本人と支える人の権利を守る方法を説明できる

時間配分（24 分）

場面　2 分
予防・整え方　3 分
広げる・つなぐ③　5 分
QOL ・研究　4 分
チーム・家族・権利　6 分
ワーク 3　3 分
まとめ　1 分

場面：「一人部屋で過ごしてもらおう」



場面（架空）

職員会議で、C さんがこう提案しました。

「A さんは音が苦手だから、日中は一人部屋で過ごしてもらいましょう。刺激がなければ大声も出ないはず」

B さんは、なんとなく引っかかりを感じています。

最初の問い

C さんの案の「よい点」と「気になる点」は何でしょう？

起きた後より、起きる前に

国の検討会報告書（2023 年）

・根拠のある標準的な支援をチームで行うことを基本に、予防的な観点も含めて人材育成を進める
・関わり方や支援を統一するため、「支援手順書」を活用する

本当に考えたいのは、
「どうすれば、本人がそこまで苦しい状態にならずに済むのか」

大きな行動が起きた後の対応だけが支援ではありません。行動が起きにくい環境を整えることも、支援の中心です。

 ｜ CC BY 4.0

4 つの整え方（構造化の考え方）



予定を見えるように

本人が分かる方法（写真・絵カード・予定表など）で、次に何があるかを伝える



始まりと終わりを明確に

いつ始まり、いつ終わるのか、どこまでやればよいのかを分かりやすくする



刺激を調整する

音・光・人の多さ・空間を見直す。待つ場所を選べるようにする



伝える方法を増やす

言葉だけに頼らず、本人に合った意思表示の方法（カード・身ぶり・機器など）を一緒に考える

環境調整は、本人の世界を広げるために

狭める方向

・刺激を全部なくす
・いやがることを全部やめる
・一人で過ごす時間を増やすだけ

→

広げる方向

・安心できる条件を整えながら、参加できる活動を増やす
・選べるものを増やす
・自分で伝えられる方法を増やす
・好きなことや役割を増やす

目的は、本人の生活を小さくすることではなく、本人が参加できる世界を広げること

 ｜ CC BY 4.0

つなぐ③　英国の指針にみる行動支援計画

場面

A さんは、待つ状況や音から大声で離れているのかもしれない（単元 2 の仮説）

理論

英国 NICE の指針は、行動の働きの共通理解にもとづく行動支援計画を勧める。①環境を変える（騒音を減らす・予測しやすくする）②同じ働きを果たす新しいスキルを育てる（伝え方など）③初期の兆しで落ち着く方法 ④記録で見直す

場面へ

大声の代わりに、 A さんが「休憩したい」を伝えられる方法は？
静かに待てる場所と、次が分かる予定表を用意したら？

「行動が減った＝良い支援」とは限らない

自傷　1 日 10 回 → 2 回

でも、一日中一人の部屋で何もせずに過ごした結果だったら？
その人の暮らしは豊かになったでしょうか。

暮らしの質（ QOL ）で評価する

- 安心できる時間
- 好きな活動
- 選べる機会
- 人とのつながり
- 役割・活動
- 地域への参加

自傷が減ったことは、本人の身体を守るうえで大きな変化です。そのうえで、回数と一緒に「安心できる時間は増えたか」「好きな活動や選べる機会は増えたか」も記録します。
英国 NICE の指針も、支援の目的に生活の質の向上を挙げています。

研究から分かること

・ 82 件のランダム化比較試験（知的障害のある 4,637 人）をまとめた分析（ 2023 年）：幅広い支援に効果は見られたが、効果は「小さい」。薬とそれ以外の方法の間に差はなかった
・英国で職員にポジティブ行動支援（ PBS ）を研修した試験の追加分析（ 2020 年）： 12 か月後の行動に差は見られなかった
・行動を評価する、おおむね質の高い尺度が 24 種類整理されている（ 2022 年）

「この方法なら必ず良くなる」はない。個別に合わせる・確かに実施する・測って見直す。海外の研究と日本の「強度行動障害」は同じ概念ではない

 ｜ CC BY 4.0

公的な資料　FEL の整理

「C さんしか支援できない」をつくらない

C さんが見ていることを言葉に

・何を見て「いつもと違う」と感じるか
・どのタイミングで、どう声をかけるか
・どこで待ってもらうか
→ 記録し、支援手順書にしてチームで共有

国の動き

・報告書：チーム支援の要となる「中核的人材」を各事業所で育てる
・ 2024 年度の報酬改定：中核的人材の配置や、状態が悪化した人への「集中的支援」が評価されるようになった

専門性とは、一人の「名人」をつくることだけではない。
良い支援を、本人の周りの人たちで共有できる状態をつくることも専門性

家族と支援者も、支えられる必要がある

国の検討会報告書（ 2023 年）

・家族は心身ともに疲れていることが多い。家族も含めてニーズを把握し、家族を支援する
・支援者が孤立しないよう、スキルの向上や休暇を取れることなど働く環境を整える

現場でできること

・怖い・疲れた・腹が立つ、と感じるのは未熟だからではない
・「私も困っている」と言える職場にする
・家族が休める時間（短期入所など）を一緒に考える

本人を支えることと、本人を支えている人を支えることは切り離せない。
一人で抱え込ませない環境をつくることも、本人への支援につながる

法律　公的な資料

権利を守る：身体拘束と虐待防止

身体拘束

正当な理由のない身体拘束は虐待にあたる。
やむを得ず行うのは、３つの要件をすべて満たすときだけ：
① 切迫性　② 非代替性　③ 一時性
組織で決め、本人・家族に説明し、個別支援計画に書き、行ったら記録する

虐待の通報（障害者虐待防止法第 16 条）

施設の職員などによる虐待を受けたと思われる障害者を見つけた人は、速やかに市町村に通報する。
疑いの段階で通報する。施設の職員などは、通報を理由に解雇などの不利益な扱いを受けない

国の検討会報告書は、強度行動障害のある人は虐待の被害や身体拘束を受けやすいと指摘している（施設職員などによる虐待の被害者のうち、行動障害のある人は 30.6 %： 2020 年度）

ワーク　A さんの支援計画をつくる

3 分
ペア 3 分

予防	予定の示し方・待つ場所・音の調整
伝える方法	大声の代わりに「休みたい」「離れたい」を伝える方法
起きたとき	安全の守り方と、落ち着ける場所
評価	行動の回数＋ QOL の指標を 1 つ（例：静かに待てた回数、好きな活動の時間）
見直し	いつ、だれと見直すか

シート 3 の上半分に書きます。単元 2 の仮説をもとに考えましょう。

CC BY 4.0

単元 3 のまとめ

最初の問いへの答え

一人部屋は音の刺激を減らせますが、それだけでは A さんの暮らしが狭くなります。静かに待てる場所と見通しを用意し、「離れたい」を伝える方法を育て、参加できる世界を広げる方向で考えます。

1. 起きる前に整える：予定・始まりと終わり・刺激・伝える方法
2. 回数と一緒に QOL で評価し、研究は慎重に読む
3. 支援手順書でチームに共有し、家族と支援者を支え、権利を守る

｜CC BY 4.0

まとめ

「困った人」から、
「いま困っている一人の人」へ

安全を守る。支援者も守る。家族も支える。
そして少し落ち着いたところで、もう一度本人の側を見る。
本人だけに変化を求めるのではなく、私たちの関わりや環境も少し変えてみる。

FEL の整理

事後チェック｜もう一度〇か × をつけましょう

1. 強度行動障害は、医師がつける診断名の一つである。 ☐
2. 「職員を困らせようとして大声を出した」は、観察された事実である。 ☐
3. これまでなかった自傷が急に増えたら、痛みや便秘などの身体の状態も確かめる。 ☐
4. 同じ大声でも、人や場面によって「働き（理由）」が違うことがある。 ☐
5. 刺激をなくして一日を一人部屋で過ごせば、行動が減るので支援は成功である。 ☐
6. 国の検討会報告書は、まず薬で落ち着かせることを基本の支援としている。 ☐
7. 経験の長い職員一人に任せることが、いちばん安定した支援になる。 ☐
8. 施設で虐待が疑われても、事業所の中で事実がはっきりするまで市町村への通報は待つ。 ☐

CC BY 4.0

答えと理由

1	✕	診断名ではなく、配慮された支援が必要な「状態」を表す言葉です（国立障害者リハビリテーションセンター、国の検討会報告書）。
2	✕	「困らせようとした」は支援者の解釈（仮説）です。事実は「11 時 40 分に大声を出した」などです。
3	○	言葉で伝えにくい痛みや不快が行動に表れることがあります。必要に応じて医療とつながります。
4	○	機能分析の研究では、自傷が多くなる条件が人によって違うことが示されています。
5	✕	回数だけでなく、安心・選択・好きな活動・人とのつながりなど、暮らしの質（QOL）で評価します。
6	✕	基本は特性のアセスメントと環境の調整です。薬は、それを行ったうえで必要に応じて使うものとされています。
7	✕	その職員がいないと崩れます。見ていることを言葉にし、支援手順書でチームに共有します。
8	✕	障害者虐待防止法第 16 条により、虐待を受けたと思われる障害者を発見したら、速やかに市町村へ通報します。

｜CC BY 4.0

明日から一つ：行動目標

- 記録の B を「見えたこと」で書く
- 次の予定を本人に分かる形で示す
- ベテランが見ていることを一つ言葉にしてもらう
- 回数と一緒に、 QOL の記録を一つ足す

シート 3 の下半分に書きましょう
「いつ」「どこで」「だれと」「何を」を入れると、行動に移しやすくなります。

相談先と利用条件

困ったときの相談先

・職場の虐待防止の責任者・相談窓口
・市町村の障害者虐待防止センター（虐待が疑われるとき）
・地域の基幹相談支援センター・相談支援事業所
・主治医や医療機関（急な変化・身体の不調）
・こころの耳（厚生労働省の働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト）

この資料の利用条件

・ CC BY 4.0 ：出典（福祉教育ラボ）・ライセンス・改変したらその旨を示せば、研修や授業で自由に使えます
・引用した第三者の文章と、福祉教育ラボのロゴは対象外。アイコンは Font Awesome Free （ CC BY 4.0 ）の条件に従う
・この資料は国や都道府県の「強度行動障害支援者養成研修」ではなく、修了の代わりになりません
・事業所向けのカスタマイズは、福祉教育ラボのお問い合わせへ

出典（日本の公的な資料・法令）

・国立障害者リハビリテーションセンター 発達障害情報・支援センター「強度行動障害に関する資料」
https://www.rehab.go.jp/ddis/data/material/strength_behavior/

・厚生労働省「強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会 報告書」 2023 年 3 月 30 日（概要・本文）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28187.html

・厚生労働省「令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容」 2024 年 2 月 6 日

・厚生労働省・こども家庭庁「状態の悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る事務手続等について」
2024 年 3 月 19 日

・障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）第 16 条

・厚生労働省・こども家庭庁「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」 2024 年 7 月改訂

・厚生労働省「国際生活機能分類―国際障害分類改訂版―（日本語版）」 2002 年（ WHO, ICF, 2001 ）

出典（海外の指針・研究、 FEL の記事）

・ NICE. Challenging behaviour and learning disabilities: prevention and interventions for people with learning disabilities whose behaviour challenges (NG11). 2015. https://www.nice.org.uk/guidance/ng11

・ Iwata BA, Dorsey MF, Slifer KJ, Bauman KE, Richman GS. Toward a functional analysis of self-injury. J Appl Behav Anal. 1994;27(2):197-209 (reprinted from 1982). doi:10.1901/jaba.1994.27-197

・ Groves L, et al. Non-pharmacological and pharmacological interventions for the reduction or prevention of topographies of behaviours that challenge in people with intellectual disabilities: a systematic review and meta-analysis of RCTs. Lancet Psychiatry. 2023;10(9):682-692. doi:10.1016/S2215-0366(23)00197-9

・ Strydom A, et al. Clinical and cost effectiveness of staff training in the delivery of Positive Behaviour Support (PBS) for adults with intellectual disabilities, autism spectrum disorder and challenging behaviour – randomised trial. BMC Psychiatry. 2020;20:161. doi:10.1186/s12888-020-02577-1

・ Reyes-Martín J, Simó-Pinatella D, Font-Roura J. Assessment of challenging behavior exhibited by people with intellectual and developmental disabilities: a systematic review. IJERPH. 2022;19(14):8701. doi:10.3390/ijerph19148701

・福祉教育ラボ「強度行動障害とは？｜氷山モデル・機能的アセスメント・環境調整から支援を考える」 2026 年 8 月 20 日

・アイコン： Font Awesome Free （ CC BY 4.0 ） https://fontawesome.com/license/free

シート１｜事実と解釈を分ける（ワーク１）

観察された事実	解釈（仮説）

解釈を一つ選び、ほかの可能性を 2 つ
選んだ解釈：
ほかの可能性①：
ほかの可能性②：

シート 2 ｜記録から仮説を立てる（ワーク 2 ）

日時	A （前）	B （行動）	C （後）
月 11:40	午前の作業が終わり、次の予定の提示なし。 10 分待つ	大声。机を 3 回叩く	職員が来て、静かな別室へ移動
火 11:45	配膳の準備で食堂がにぎやか（食器の音）。待っている	大声。耳をふさぐ	職員が「静かにね」と声をかける。その場に残る。大声が続く
水 11:35	予定表で「休憩→昼食」を見せ、静かな休憩室で待つ	大声なし	—
木 14:10	入浴の順番待ち。説明なしで 15 分	大声。床に座りこむ	職員が来て、順番を早めた
金 11:40	作業終了後、 C さんが絵カードで「次はお昼」と示す	大声なし	—

① 起きやすい条件	
② 起きにくい条件	
③ 行動の後に起きていること	
④ 仮説を 1 文で	

シート３｜支援計画（ワーク３）と行動目標

予防	
伝える方法	
起きたとき	
評価（回数＋ QOL ）	
見直し（いつ・だれと）	

明日からの行動目標（いつ・どこで・だれと・何を）

講師用ガイド（印刷用） 1/16

各スライドのノートをまとめたものです

■ スライド 1 ｜表紙
【時間】導入の時間に含む（すぐ次へ）。
【ねらい】この研修は、強度行動障害を「その人そのもの」ではなく「状態」として捉え、記録から背景を読み解き、環境を整え、チームで支える考え方を学びます。
【時間】約 90 分。単元ごとに切り離して使えます。
【講師へ】話す要点・問いの答え・安全上の指示は、各スライドのノートと巻末の講師用ガイドにあります。法令・制度は 2026 年 11 月時点の内容です。使う日の時点で、厚生労働省の最新の資料を確かめてください。
この資料は国や都道府県の「強度行動障害支援者養成研修」ではありません。修了証の代わりにはなりません。

■ スライド 2 ｜この研修について
【話す要点】ねらいは 3 つです。読み上げたあと、「今日はやり方を覚えるより、考え方の順番を持ち帰ってほしい」と伝えます。
【時間】合計約 90 分（導入 8 分、各単元 24 分、まとめ 10 分）。休憩は単元の間に入れてください（時間には含めていません）。
【用意】巻末のシート 1 〜 3 を人数分印刷。書いたシートは提出させず、本人が持ち帰ります。
【時間】 1 分。

 ｜ CC BY 4.0

■ スライド 3 ｜研修の約束
【話す要点】 4 つの約束を読み上げます。特に「自分や利用者の体験は話さなくてよい」を強調します。強度行動障害の支援では、怖かった・痛かった体験を持つ参加者もいます。
【安全上の指示】ワーク中に、実在の人への虐待が疑われる話が出たら、グループで掘り下げさせず「その話は大切なので、あとで私と個別に話しましょう」と引き取ります。差し迫った危険がうかがえるときは研修を中断し、まず 110 番・ 119 番などで安全を確保し、そのうえで市町村（市町村障害者虐待防止センター）へ通報します。上司への報告だけでは通報の代わりになりません。
個別に話を聞いたら、通報先（市町村障害者虐待防止センター）と、施設の職員などが通報したことを理由に不利益な扱いを受けないことを伝えます。障害者虐待防止法第 16 条の通報義務は「発見した者」すべてにかかるので、講師自身も通報できます。
【時間】 2 分。

■ スライド 4 ｜根拠の示し方
【話す要点】スライドの右上の札は、その内容の根拠の種類です。「研究」は海外の研究が中心で、日本の制度上の「強度行動障害」とまったく同じ対象ではありません（単元 3 で説明します）。「 FEL の整理」は考え方のまとめで、研究や制度そのものではありません。
【時間】次の「登場人物」とあわせて 1 分。

■ スライド 5 ｜事前チェック
【進め方】各自で〇か × をつけます（ 2 分）。答えはまだ言いません。研修の最後に同じ問題をもう一度解き、答えと理由をまとめのスライドで示します。
【講師へ】正解数を発表させたり、集めたりしません。

各スライドのノートをまとめたものです

■ スライド 6 ｜登場人物
【話す要点】この 4 人は架空の人物です。研修の最初から最後まで、 A さんの「昼食前の大声」を例に考えます。
A さんの「診断名」はあえて決めていません。名前（ラベル）から考えるのではなく、 A さんに何が起きているかから考えるためです。
【時間】前の「根拠の示し方」とあわせて 1 分。

■ スライド 7 ｜今日の地図
【話す要点】 3 つの単元は「見る→読み解く→整える・支える」の順です。どの単元にも「つなぐ」スライドがあり、 A さんの場面と、理論・研究・制度を行き来します。
【時間】次の「安全」とあわせて 2 分。

■ スライド 8 ｜安全が先
【話す要点】今日学ぶのは、主に「落ち着いたあと」と「起きる前」の考え方です。目の前で大きな行動が起きているときは、まず本人と周りの人の安全を守ります。
虐待について：障害者虐待防止法第 16 条は、障害者福祉施設従事者等による虐待を受けたと思われる障害者を発見した人に、速やかに市町村へ通報する義務を定めています。事実がはっきりしなくても、疑いの段階で通報します。施設の職員などが通報したことを理由に、解雇などの不利益な扱いを受けることはありません（同条第 4 項。虚偽や過失によるものを除く）。
【時間】前の「今日の地図」とあわせて 2 分。

■ スライド 9 ｜単元 1 の扉
【話す要点】単元 1 「見る」のねらいを読み上げます。
【時間】「場面」の時間に含めています。
【時間配分】場面・定義　 5 分／事実と解釈　 3 分／ワーク 1　 7 分／氷山・身体　 5 分／つなぐ①　 3 分／まとめ　 1 分

■ スライド 10 ｜場面： 11 時 40 分の大声
【進め方】場面を読み上げ、問いを投げます。隣の人と 30 秒話してもらってもよいです。答えはこの単元の最後に示します。
【予想される答え】 A さんに何が起きていたのか（待ち時間、次の予定、音、体調など）が見えなくなる。「 A さんだから」で話が終わってしまう。
【時間】 2 分。

■ スライド 11 ｜「強度行動障害」は状態を表す言葉
【話す要点】国立障害者リハビリテーションセンターは、強度行動障害を、本人の健康を損ねる行動や周囲の暮らしに影響する行動が著しく高い頻度で起こり、特別に配慮された支援が必要になっている「状態」と説明しています。厚生労働省の検討会報告書（ 2023 年 3 月 30 日）も同じく「状態」として説明しています。診断名ではありません。
報告書の「おわりに」では、この言葉が障害ではなく状態を表すため誤解を招くおそれがあり、用語の変更を検討すべきという委員の意見も紹介されています。
点数（行動関連項目 24 点中 10 点以上など）は、制度上の対象を決める目安です。点数が「その人がどんな人か」を表すわけではありません。点数や加算は改定されるので、使う時点で確かめてください。
【時間】 3 分。

■ スライド 12 ｜事実と解釈を分ける
【話す要点】左はだれが見ても同じように確かめられること、右は見た人の考えです。解釈を持つのは自然なことです。問題は、解釈が事実のように記録され、次の人に引き継がれることです。「困らせようとした」と書かれた記録を読んだ次の職員は、 A さんを最初からそういう目で見てしまいます。
【時間】 2 分。

■ スライド 13 ｜記録の書き分けのコツ
【話す要点】「見えたこと」で書くと、ほかの職員も同じものを数えられます。回数や続いた時間は、あとで支援の効果を確かめる材料にもなります。
「書く項目」は単元 2 の ABC 記録につながります。
【時間】 1 分。

■ スライド 14 ｜ワーク 1 ：事実と解釈を分ける
【進め方】個人 2 分→ペア 4 分。
【講師へ】「わがまま」「毅然とした対応」は、解釈であり、さらに本人を評価する言葉です。共有の時間に、こうした言葉が記録に残ると次の職員の見方を決めてしまうことを確認します。
手順 2 の例：「イライラしていた」のほかに、「予定が分からず不安だった」「音がつらかった」「体のどこかが痛かった」など。
答えの例は次のスライドにあります。

■ スライド 15 ｜ワーク 1 の答えの例
【話す要点】正解を一つに決めることより、「解釈を事実のように書いていないか」に気づくことが大切です。
「別室へ移動したら 5 分で静かになった」は、単元 2 で行動の「働き」を考えるときの手がかりになります。
【時間】 1 分。

 ｜ CC BY 4.0

■ スライド 16 ｜氷山モデル
【話す要点】強度行動障害の支援では「氷山モデル」が使われてきました。水面の上が私たちに見える行動、下が背景にあるかもしれない要因です。
注意：「大声の裏には必ず不安がある」のように原因を断定するための図ではありません。見えていない要因を探す「入り口」として使います。
A さんの場面に当てはめて、水面下の候補を 1 つずつ挙げてもらってもよいです（待ち時間、次の予定、食堂の音、体調など）。
【時間】 3 分。

■ スライド 17 ｜急な変化は身体から確かめる
【話す要点】言葉で痛みや不快を伝えにくい人では、行動の変化が体のサインのことがあります。英国の NICE 指針（ NG11 、 2015 年）は、行動のアセスメントで、身体や心の健康の問題と、副作用を含む薬の影響を考えるよう勧めています。
国の検討会報告書（ 2023 年）も、福祉・教育・医療の連携を求めています。
「行動だから福祉の問題」と分けず、変化に気づいたら、いつから・どんなときに・どのくらいかを記録し、家族や看護職、主治医につなぎます。
【時間】 2 分。

■ スライド 18 ｜つなぐ① ICF
【話す要点】 ICF （国際生活機能分類）は 2001 年に WHO で採択され、厚生労働省が日本語版を出しています。障害を本人の中だけの問題としてではなく、心身の状態・活動・参加と、環境因子・個人因子との相互作用として捉える枠組みです。
「強度行動障害は状態である」という考え方とよく合います。 A さんの大声を、 A さんの内側だけでなく、待ち時間や予定の見え方、音といった環境因子との関係で見てみます。
【問いの答えの例】次の予定が見えない、待つ時間が長い、配膳の時間で食堂がにぎやか、職員によって声かけが違う、など。
【時間】 3 分。

 ｜ CC BY 4.0

■ スライド 19 ｜単元 1 のまとめ
【話す要点】最初の問いへの答えを確認し、 3 つの要点をくり返します。単元 2 では、記録を使って「なぜ起きるのか」の仮説を立てます。
【時間】 1 分。

■ スライド 20 ｜単元 2 の扉
【話す要点】単元 2 「読み解く」のねらいを読み上げます。
【時間】「場面」の時間に含めています。
【時間配分】場面　 2 分／機能的アセスメント・ ABC　 5 分／働き・つなぐ②　 6 分／サイクル　 1 分／ワーク 2　 9 分／まとめ　 1 分

■ スライド 21 ｜場面：昼食を早めてみたけれど
【進め方】問いを投げ、 1 分ほど考えてもらいます。答えは単元の最後に示します。
【講師へ】 B さんの「お腹がすいている」という考えは悪くありません。問題は、記録で確かめる前に一つの仮説だけで動いたことです。
【時間】 2 分。

■ スライド 22 ｜機能的アセスメントとは
【話す要点】機能的アセスメントは、行動がどんな条件で起きやすく、どんな条件で起きにくいか、行動の後に何が起きているかを調べ、行動の「働き」について仮説を立てる方法です。
国の検討会報告書（ 2023 年 3 月 30 日）は、標準的な支援を「個々の障害特性をアセスメントし、強度行動障害を引き起こしている環境要因を調整する支援」としています。報告書の概要では、中核的人材に求めるスキルとして、自閉スペクトラム症の特性の説明、構造化の意味の説明、機能的アセスメントの実施などが挙げられています。
大切なのは理由を「当てる」ことではなく、仮説を立てて試し、本人の変化を見て直していくことです。
【時間】 2 分。

■ スライド 23 ｜ ABC で行動の前後を見る
【話す要点】 ABC は、行動の前（ A ）、行動（ B ）、行動の後（ C ）を分けて記録する方法です。同じような記録を重ねると、特定の時間・音・活動・待ち時間・人との関係など、行動が起きやすい条件が見えてくることがあります。
例は単元 1 の場面と同じです。「職員が来て、静かな別室へ移動した」という C に注目しておいてください。
【時間】 3 分。

■ スライド 24 ｜行動の「働き」を考える
【話す要点】応用行動分析では、行動の後に起きることによって、その行動が続いたり増えたりすると考えます。よく挙げられる働きは、いやなこと・刺激から離れる、人に関わってもらう、ほしい物や活動を得る、感覚そのものを得る、の 4 つです。
大切な注意：働きは「わざと」「わがまま」という意味ではありません。本人にとってほかに方法がない状況で、その行動が役に立ってしまっている、ということです。だから支援は「罰で減らす」ではなく、同じ働きを果たす別の方法と環境を用意する方向に向かいます（単元 3 ）。
【時間】 3 分。

■ スライド 25 ｜つなぐ② 機能分析の研究
【話す要点】 Iwata らの研究（ Journal of Applied Behavior Analysis, 1994 年 , 27 巻 2 号 , 197-209 頁。 1982 年の論文の再掲載）は、自傷と環境の出来事の関係を、条件を変えて調べる方法（機能分析）を示しました。 9 人中 6 人で、特定の条件のときに自傷が一貫して多く見られました。条件は人によって違いました。
現場へのつなぎ方：同じ「自傷」でも、人によって起きやすい条件が違うということです。だから「この行動にはこの対応」と決めつけず、一人ひとりの記録から考えます。
注意：条件を意図的に変える実験的な機能分析は、専門家が安全と倫理に配慮して行うものです。現場では ABC 記録や観察、聞き取りから仮説を立てます。
【時間】 3 分。

 ｜ CC BY 4.0

■ スライド 26 ｜仮説を立て、試し、見直す
【話す要点】観察→仮説→支援→記録→見直しをくり返します。研修を受けた、計画を書いた、技法を導入した、で終わりではありません。行動が減ったときも「原因はこれだった」と断定しません。人の暮らしは一つの理由で説明できるほど単純ではないからです。
【時間】 1 分。

■ スライド 27 ｜ワーク 2 ： A さんの記録から仮説を立てる
【進め方】個人 3 分→ペア 5 分。表はシート 2 にも同じものを載せています。
【講師へ】正解を一つにしません。「昼食の時刻」ではなく「次が見えないまま待つ時間」「にぎやかな音」が関係していそうなこと、行動の後に「静かな場所へ移る」「順番が早まる」ことが起きている点に気づければ十分です。
仮説が「A さんはわがまま」「注目してほしいだけ」のような本人を評価する言葉になっていたら、記録のどの事実からそう言えるかを問い返します。
次のスライドに考え方の例があります。

■ スライド 28 ｜ワーク 2 の考え方の例
【話す要点】例と違う仮説も歓迎します。大切なのは、仮説が記録の事実にもとづいていることです。
この仮説が正しければ、支援の方向は「予定を見えるようにする」「静かに待てる場所を用意する」「大声以外の方法で『離れたい』を伝えられるようにする」になります。単元 3 でつなげます。
【時間】 1 分。

■ スライド 29 ｜単元 2 のまとめ
【話す要点】最初の問いへの答えを確認します。単元 3 では、この仮説をもとに、起きる前に環境を整える方法と、支援の成果の測り方、チームと権利について考えます。
【時間】 1 分。

■ スライド 30 ｜単元 3 の扉
【話す要点】単元 3 「整える・支える」のねらいを読み上げます。
【時間】「場面」の時間に含めています。
【時間配分】場面　2 分／予防・整え方　3 分／広げる・つなぐ③　5 分／ QOL ・研究　4 分／チーム・家族・権利　6 分／ワーク 3　3 分／まとめ　1 分

■ スライド 31 ｜場面：一人部屋で過ごしてもらおう
【進め方】よい点と気になる点を 1 つずつ挙げてもらいます。
【予想される答え】よい点：音の刺激を減らせる、 A さんの安心につながるかもしれない。気になる点： A さんの一日が狭くなる、ほかの人と関わる機会や好きな活動が減る、「待つ」「伝える」ことは何も変わらない。
【時間】 2 分。

■ スライド 32 ｜起きた後より、起きる前に
【話す要点】国の検討会報告書（ 2023 年 3 月 30 日）の概要は、強度行動障害の特性を正しく理解し、根拠のある標準的な支援をチームで行うことを基本に、予防的な観点も含めて人材育成を進めることが重要としています。報告書は、関わり方を統一するために「支援手順書」を使うことの重要さも挙げています。
報告書は、こども期からの予防的な支援（睡眠の問題や強いこだわりが見られる子どもと家族への早い支援など）と、教育との連携も求めています。
【時間】 1 分。

■ スライド 33 ｜ 4 つの整え方
【話す要点】国の検討会報告書の概要は、中核的人材に求めるスキルとして「構造化の意味を説明できる」ことを挙げています。構造化とは、本人が周りの状況や予定、やることの見通しを理解しやすいように、環境や情報の示し方を整えることです。
A さんに当てはめると：「休憩→昼食」を絵カードで示す（予定）、待つ時間がいつ終わるかを示す（始まりと終わり）、配膳中は静かな場所で待てるようにする（刺激）、「離れたい」を伝えるカードを用意する（伝える方法）。
【時間】 2 分。

■ スライド 34 ｜環境調整は世界を広げるため
【話す要点】 C さんの「一人部屋」案は、刺激を減らすという点では理にかなっています。ただ、それだけだと、 A さんの一日は狭くなります。
安心できる条件（静かな待つ場所、見通し）を整えながら、参加できる活動、選べるもの、伝える方法、好きなことや役割を増やしていく方向を目指します。
【時間】 2 分。

■ スライド 35 ｜つなぐ③ 行動支援計画（ NICE ）
【話す要点】英国の国立医療技術評価機構（ NICE ）の指針「 Challenging behaviour and learning disabilities 」（ NG11 、 2015 年）は、行動の働きについての共通理解にもとづいて、文書化した行動支援計画を作るよう勧めています（推奨 1.6.1 ）。計画には、生活の質を高め、行動が起きやすい条件を取り除く予防的な方策（騒音を減らす、予測しやすくするなど環境を変える）、行動と同じ働きを果たす新しいスキル（コミュニケーションなど）を育てる方策、初期の兆しで落ち着く方法、記録による見直しを含めるとされています。
英国の指針で、日本の制度とは違います。ここでは考え方を参考にします。
A さんの場合：大声で「離れる」代わりに、休憩カードを渡せば静かな場所へ行けるようにする。これが「同じ働きを果たす新しいスキル」の例です。
【時間】 3 分。

 ｜ CC BY 4.0

■ スライド 36 ｜行動が減った＝良い支援？
【話す要点】行動の回数が減ることは大切です。特に自傷は本人の身体を守ることにつながります。ただし、それだけで支援の成果を判断すると、 C さんの「一人部屋」案のように、暮らしを狭めて回数を減らす方向に流れることがあります。
支援の目標は、本人が安心し、選び、楽しみ、人とつながりながら暮らせることです。英国 NICE 指針も、支援の目的として行動の予防・軽減とあわせて生活の質の向上を挙げています。
ワーク 3 では、評価の項目に QOL の指標を必ず 1 つ入れます。
【時間】 2 分。

■ スライド 37 ｜研究から分かること
【話す要点】 Groves ら（ 2023 年）は 82 件の試験（ 4,637 人）をまとめ、幅広い支援に小さな効果を示しました。非薬物と薬物の間に差はありませんでした。 Strydom ら（ 2020 年）は、専門チームによる PBS 研修で 12 か月の行動に差がなかったと報告しています。 Reyes-Martín ら（ 2022 年）はおおむね質の高い評価尺度 24 種類を挙げています。
「効果が小さい」「差がない」は「無駄」という意味ではありません。個別化・実施の確かさ・測定と見直しが必要だということです。海外研究はそのまま当てはめず、慎重に参照します。
【時間】 2 分。

■ スライド 38 ｜「 C さんしか支援できない」をつくらない
【話す要点】経験の長い職員だからこそ気づけるサインや関係は大切です。ただ、その人が休んだり辞めたりすると支援が崩れる状態では、本人も職員も安心できません。
国の検討会報告書（ 2023 年）は、標準的な支援を踏まえて現場で指導・助言ができる「中核的人材」を育て、チーム支援の要とすることを求めました。 2024 年度の障害福祉サービス等報酬改定では、中核的人材の配置や、状態が悪化した人に広域的支援人材が集中的に関わる「集中的支援」が報酬で評価されるようになりました（集中的支援加算など）。報酬の要件は改定されるので、使う時点で確かめてください。
【時間】 2 分。

■ スライド 39 ｜家族と支援者も支えられる必要がある
【話す要点】強い自傷や他害に毎日向き合う家族や職員に、「もっと本人理解を」とだけ伝えても支援にはつながりません。国の検討会報告書（ 2023 年）は、家族の心身の疲弊と家族支援の必要性、支援者が苦悩・疲弊して孤立しないための労働環境の整備を挙げています。参加者の中にも、つらい経験をしている人がいるかもしれません。相談先は「相談先と利用条件」のスライドにあります。
【時間】 1 分。

■ スライド 40 ｜権利を守る：身体拘束と虐待防止
【話す要点】厚生労働省の「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」（ 2024 年 7 月改訂）は、正当な理由のない身体拘束は虐待にあたるとし、やむを得ず行う場合の 3 要件を示しています。切迫性（本人や他の利用者等の生命・身体・権利が危険にさらされる可能性が著しく高い）、非代替性（身体拘束などのほかに代わる方法がない）、一時性（一時的である）をすべて満たし、個別支援会議などで組織として慎重に決め、本人や家族に十分に説明して了解を得て、個別支援計画に態様・時間・やむを得ない理由を書き、行ったときは態様・時間・心身の状況・理由などを記録します。
障害者虐待防止法第 16 条は、障害者福祉施設従事者等による虐待を受けたと思われる障害者を発見した人に、速やかに市町村へ通報する義務を定めています。事業所の中だけで事実確認を進めて終わらせてはいけません。
国の検討会報告書は、 2020 年度の調査で、障害者福祉施設従事者等による虐待の被虐待者のうち 30.6 %が行動障害のある人だったことを紹介しています。
【安全上の指示】このスライドで、参加者が実在の出来事を話し始めたら、グループで掘り下げず、講師が個別に引き取ります。
【時間】 3 分。

■ スライド 41 ｜ワーク 3 ： A さんの支援計画
【進め方】ペア 3 分。単元 2 の仮説（次が見えない待ち時間と音が重なるとつらくなり、大声で離れられる）をもとに考えます。
【講師へ】「起きたとき」の欄で、身体拘束を前提にした案が出たら、 3 要件・組織での決定・本人と家族への説明・個別支援計画への記載・記録が必要なこと、まず予防と代わりの方法を考えることを確認します。
評価の欄に、行動の回数だけでなく QOL の指標が入っているかを見て回ります。
時間が足りなければ、「予防」と「評価」の 2 つだけでも構いません。

■ スライド 42 ｜単元 3 のまとめ
【話す要点】最初の問いへの答えを確認し、 3 つの要点をくり返します。
【時間】 1 分。

■ スライド 43 ｜全体のメッセージ
【話す要点】目の前で物を投げられたら怖い、叩かれたら痛い、何度も続けば疲れる。それは支援者として未熟だから感じることではありません。
安全を守り、支援者と家族も支え、落ち着いたところで「この人に何が起きていたのだろう」「何を変えたら、もう少し安心できるだろう」と考える。その小さな積み重ねが、本人の一日を少し穏やかにします。
【時間】 1 分。

■ スライド 44 ｜事後チェック
【進め方】導入と同じ問題です。各自で〇か × をつけ、最初の答えと比べてもらいます（ 2 分）。答えと理由は次のスライドです。

 ｜ CC BY 4.0

■ スライド 45 ｜答えと理由
【話す要点】一問ずつ答えと理由を確認します。根拠は本文の各スライドにあります（1：定義、2：事実と解釈、3：身体の状態、4：機能分析の研究、5：QOL、6：国の検討会報告書、7：チーム、8：障害者虐待防止法第 16 条）。
【時間】3 分。

■ スライド 46 ｜行動目標
【進め方】例を参考に、明日からできることを一つだけ書きます（3 分）。発表は任意です。シートは提出させません。

■ スライド 47 ｜相談先と利用条件
【話す要点】相談先を紹介します。虐待が疑われるときの通報先は市町村（市町村障害者虐待防止センター）です。支援者自身がつらいときは、職場の窓口のほか、厚生労働省の「こころの耳」も使えます。
強度行動障害支援者養成研修（基礎研修・実践研修）は都道府県などが実施しています。この資料はその代わりにはなりませんが、受講の前後の学びに使えます。
利用条件：CC BY 4.0。出典・ライセンス・改変の有無を示してください。
【時間】1 分。

■ スライド 48 ｜出典（日本の資料）
出典の一覧です。URL は 2026 年 11 月時点に確認しました。制度・報酬は改定されるので、使う時点で最新の資料を確かめてください。

■ スライド 49 ｜出典（海外の指針・研究）
海外の研究は、日本の制度上の「強度行動障害」と対象が同じではありません。

講師用ガイド（印刷用） 16/16

各スライドのノートをまとめたものです

■ スライド 50 ｜シート 1 事実と解釈
ワーク 1 で使います。人数分を印刷してください。

■ スライド 51 ｜シート 2 ABC 記録と仮説
ワーク 2 で使います。記録は架空です。

■ スライド 52 ｜シート 3 支援計画と行動目標
ワーク 3 とまとめの行動目標で使います。